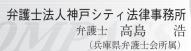


## リーガル コンパス





## 第86回 今年も推進される「下請取引の適正化」

 新年明けましておめでとうございます。平成 30年も本コラムをよろしくお願い致します。

昨年はAIの進化に伴う社会構造の変化や 働き方改革が推進された一年でした。この流 れは今年も更に加速するものと思われます。

そして、昨年に引き続き今年も推進される ことが予想される政策のひとつが「下請取引 の適正化」です。

ここ数年、公正取引委員会の委員長は、年 頭所感において下請取引の適正化の取り組 みを積極的に推進すると繰り返し言明して います。

2 平成29年11月8日に公表された平成29年度 上半期の下請法の運用状況は、下請法が実際 に厳格に運用され、積極的な勧告・指導が行 われていることを明確に示しています。

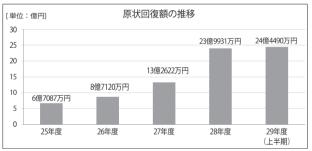


出典:公正取引委員会 平成29年度上半期における下請法の運用状況、企業間取引の公正化への取組等

下請法の違反行為に対する指導件数はこれまで増加の一途をたどっていますが、平成29年度上半期も前年上半期を上回り、4093件に達しています。

下請事業者が被った不利益の回復状況を示す下請代金の減額分の返還額等についても、 平成29年度上半期は24億4490万円に達し、既 に前年度の一年分の金額を上回っています。

中小企業の従業者数は我が国の雇用の約7割を占めており、下請事業者が不利益を受けることは政府が目指す賃上げや消費拡大にとって大きな障害となります。今後、消費増税も予定されている中、下請法や消費税転嫁対策の観点から、下請事業者保護の施策はさらに積極的に運用されることが予想されます。



出典:公正取引委員会

平成29年度上半期における下請法の運用状況、企業間取引の公正化への取組等

3 公正取引委員会から勧告を受けた場合、親 事業者には企業名の公表や過去に遡っての下 請事業者への金銭返還等、非常に重たい負担 が生じます。

いったん下請取引の適正化に取り組まれた 事業者におかれても、運用基準の改正や近時 の勧告・指導の傾向等について継続的に情報 をアップデートし、研修等を通じて社内(商 談担当者等)に対して周知徹底いただくこと が是非とも必要と考えます。